

介護休業申出書 添付書類

*介護休業は2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある対象家族を介護するための休業で、常時介護を必要とする状態については、以下の表を参照しつつ、判断します。

「常時介護を必要とする状態」とは、以下の(1)または(2)のいずれかに該当する場合であること。

- (1) 介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。
 (2) 状態①～⑫のうち、2が2つ以上または3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

項目 \ 状態	1 (注1)	2 (注2)	3	該当する状態 の数字を記入
①座位保持(10分間一人で座っていることができる)	自分で可	支えてもらえればできる(注3)	できない	
②歩行(立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる)	つかまら ないで できる	何かにつかまれば できる	できない	
③移乗(ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作)	自分で可	一部介助、見守り 等が必要	全面的介助が必要	
④水分・食事摂取(注4)	自分で可	一部介助、見守り 等が必要	全面的介助が必要	
⑤排泄	自分で可	一部介助、見守り 等が必要	全面的介助が必要	
⑥衣類の着脱	自分で可	一部介助、見守り 等が必要	全面的介助が必要	
⑦意思の伝達	できる	ときどきできない	できない	
⑧外出すると戻れない	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある	
⑨物を壊したり衣類を破くことがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある (注5)	
⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならぬほどの物忘れがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある	
⑪薬の内服	自分で可	一部介助、見守り 等が必要	全面的介助が必要	
⑫日常の意思決定(注6)	できる	本人に関する重要な意思決定はできない(注7)	ほとんどできない	

社長	総務	管理者

(注 1)各項目の 1 の状態中、「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。

(注 2)各項目の 2 の状態中、「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。

(注 3)「①座位保持」の「支えてもらえばできる」には背もたれがあれば一人で座っていることができる場合も含む。

(注 4)「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、摂取する量の過小・過多の判断を支援する声かけを含む。

(注 5)⑨3 の状態(「物を壊したり衣類を破くことがほとんど毎日ある」)には「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む。

(注 6)「⑩日常の意思決定」とは毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。

(注 7)慣れ親しんだ日常生活に関する事項(見たいテレビ番組やその日の献立等)に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等(ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等)には、指示や支援を必要とすることをいう。